

広島県告示第七百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、上下都市計画道路三・六・四号溝上御幸線、三・五・二号陣屋植木線、三・五・一号切田尻辰の口線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市局都市政策課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦